

上山市告示第48号

令和8年度上山市物価高騰対策省エネ設備導入支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和8年3月17日

上山市長 山本幸靖

令和8年度上山市物価高騰対策省エネ設備導入支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰の影響を乗り越えるため、中小企業が既存設備を省エネルギー設備へ更新するために要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、上山市補助金等の交付並びに適正化に関する規則（昭和37年規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者で、市内に本社又は事業所を持つ法人若しくは個人のうち、次のいずれにも該当しないものをいう。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有するもの
 - イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当する事業を行っているもの
 - ウ 公序良俗に反する事業を行っているもの
 - エ 事業活動等に必要な許認可等を取得していないもの
 - オ 上記に掲げるもののほか、市長が不相当と認める事業を行っているもの
- (2) 県内業者 山形県内に本社若しくは営業所等を有する事業者又は山形県内に住所を有する個人の事業者をいう。
- (3) 指定ユーティリティ設備 経済産業省が行う「令和7年度補正予算 省エネルギー投資促進支援事業（Ⅲ）設備単位型」において、経済産業省が指定する団体が当該団体のホームページ等で型番を公表している、高効率空調、業務用給湯器、高性能ボイラ、高効率コージェネレーション、変圧器、冷凍冷蔵設備、産業用モータ及び産業ヒートポンプをいう。

- (4) LED照明器具 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）の規定に基づく小売事業者表示制度において、省エネ基準達成率が100パーセント以上であるLED照明器具（ランプ単体を除く。）で、事業所内に固定して使用するもの（コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるものを除く。）をいう。
- (5) 兼用設備 事業活動以外の用途でも使用する設備又は補助対象設備を設置する事業所以外の事業所でも使用する設備をいう。
- (6) 処分費 事業を行う際に既存設備を処分するために必要な費用（産業廃棄物処分費、収集運搬費）

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、中小企業であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市税、水道料金及び下水道使用料を完納していること。
- (2) 第7条に規定する交付申請時点で、市内において1年以上事業を営んでいること。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が事業所に設置された既存設備を補助対象設備に更新する事業であって、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 補助対象設備の設置場所が市内の事業所内であること。
- (2) 補助対象設備の導入にあたり、県内業者と請負契約を締結するものであること。
- (3) 国、県その他地方公共団体等から同一設備に対する補助金等の交付を受けている事業でないこと。
- (4) 新たに事業活動を開始する新築又は新設の事業所に新たな設備を導入することを目的とした事業でないこと。
- (5) 既存の事業所において新たな設備の追加を目的とした事業でないこと。
- (6) 既存設備の省エネルギー化を目的とした事業であって、故障した設備の更新等を目的とした事業でないこと。
- (7) 専ら居住を目的とした居室における設備の更新を目的とした事業でないこと。
- (8) LED照明器具に更新する事業にあっては、蛍光灯、白熱灯等のLED照明器具以外からLED照明器具に更新する事業であること。
- (9) 発電設備を新たに導入する場合にあっては、売電を目的とした事業でないこと。
- (10) 売電する事業所であって発電設備を更新する場合は、売電量が増加する事業でないこと。

（補助対象設備及び補助対象経費）

第5条 補助の対象となる設備は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 設備投資総額が税抜で30万円以上のものであること。
- (2) 令和9年1月31日までに設置及び支払いが完了する設備であること。
- (3) 中古品でないこと。また、リースやレンタル等によって導入される設備でないこと。
- (4) 既存設備の更新により導入する指定ユーティリティ設備又はLED照明器具であって、既存設備よりエネルギー消費効率が優れていること。
- (5) 更新前後で使用用途が同じであること。
- (6) 兼用設備、将来用設備又は予備設備でないこと。
- (7) 補助対象事業者が購入し、所有し、又は使用すること。
- (8) 自社で製造する製品でないこと。
- (9) 指定ユーティリティ設備の場合は、交付申請日の時点で指定ユーティリティ設備であること。
- (10) その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること。

2 補助の対象となる経費は、次の各号に該当する費用（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

- (1) 前項に規定する設備の購入費その他附帯する費用
- (2) 設置工事に係る人件費
- (3) 機器等の運搬費
- (4) その他設備導入の実施に必要と認められる費用（既存設備の処分費は除く。）
（補助金の額）

第6条 補助金額は、補助対象経費の2分の1を上限とし、予算の範囲内で市長が決定する額とする。

2 補助金額の限度は、次の各号のとおりとし、かつ、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 日本標準産業分類（第14回改定）に定める業種において、製造業に該当する者については、250万円を限度とする。
- (2) 前号に該当しない者については、150万円を限度とする。

（補助金の申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和8年4月15日から11月30日までの間に、上山市物価高騰対策省エネ設備導入支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 収支予算書（様式第2号）
- (2) 市税の未納がないことを証明する書類
- (3) 水道料金及び下水道使用料の未納がないことを証明する書類
- (4) 直近の決算書（個人の場合は直近の確定申告書の写し）

- (5) 設備の仕様等及び見積価格を示す書類（見積書に処分費を明記すること。）
- (6) 更新前の設備等の設置状況が確認できる書類
- (7) 設備の小売事業者表示制度における省エネ基準達成率が100パーセント以上であることが確認できる書類（LED照明器具を導入する場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 申請については、1事業者につき1回のみ可能とする。

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の規定による申請を受け、その内容について審査、現地調査等を行い、補助金を交付すること又は交付しないことを決定したときは、上山市物価高騰対策省エネ設備導入支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行ったときは、この補助金の申請を促進する目的で、申請者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害しない範囲において、申請者及び補助対象事業の概要について公開することができるものとする。

（補助金の変更交付申請）

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、上山市物価高騰対策省エネ設備導入支援補助金変更交付申請書（様式第4号）に第7条各号の書類のうち変更内容に係るものを添えて、あらかじめ市長に申請をしなければならない。

- (1) 補助金の交付申請額を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容又はこれに係る経費の配分を変更（当該変更に係る割合が事業費の20パーセント以内である軽微な変更を除く。）しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（補助金の変更交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による申請を受け、その内容について審査、現地調査等を行い、補助金の交付決定額を変更すること又は交付決定を取り消すことを決定したときは、上山市物価高騰対策省エネ設備導入支援補助金変更交付決定（取消）通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付決定額の変更は、当初の交付決定額以内の額で行うものとする。

（事業着手の届出）

第11条 申請者は、交付決定を受け、令和8年12月31日までに補助事業に係る契約を締結し、締結した日から起算して15日を経過した日又は令和9年1月15日のいずれか早い日までに、事業に着手した旨を示す上山市物価高騰対策省エネ設備導入支援補助金補助事業着手届（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 契約を証する書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第12条 申請者は、補助事業等が完了した日（補助事業等の廃止の承認を受けたときを含む。）から起算して15日を経過した日又は令和9年2月15日のいずれか早い日までに、補助事業等の成果を記載した上山市物価高騰対策省エネ設備導入支援補助金実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第8号）
- (2) 設置した設備の写真
- (3) 費用の請求を証する書類の写し
- (4) 費用の支払を証する書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告があったときは、報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金等の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し当該補助事業者等に上山市物価高騰対策省エネ設備導入支援補助金交付額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定により、補助金の額の確定を行った申請者からの上山市物価高騰対策省エネ設備導入支援補助金交付請求書（様式第10号）の提出を受け、補助金を支払うものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 交付決定後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（以下「処分制限期間」という。）内に事業を廃止したとき、又は市内の本社若しくは事業所を廃止したとき。
- (4) 交付決定後、処分制限期間内に補助対象設備を売却、譲与、貸付、交換、廃棄、市外への移動、所有権以外の権利設定その他補助金の交付の目的に反することとなる行為をしたとき。

2 前項の規定は、第13条に規定する補助金の額の確定があった後についても適用するものとする。

(補助金交付後の状況報告等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は実地調査等を行うことができる。

(帳簿等の備付)

第17条 補助金の交付を受けた申請者は、補助事業に係る関係書類を当該補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。ただし、処分制限期間を経過しない設備に係る関係書類については、当該処分期間を経過するまで保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。